

## 研究ノート

# 地域創生における森林相続と管理(4)

市川紀子

### I はじめに

先の研究ノート(1)(2)(3)<sup>1)</sup>につづき、本稿(4)は「駿河台大学 令和2年度地域創生研究センター研究プロジェクト」(採択通知：2020年5月28日／駿大総第9号)、「駿河台大学 令和3年度総合研究所研究プロジェクト【地域研究部門】」(採択通知：2021年4月26日／駿大総第8号)、「駿河台大学 令和4年度総合研究所研究プロジェクト【地域研究部門】」(採択通知：2022年5月27日／駿大総第12号)の採択・助成を受け、共同研究を行った成果の一部である<sup>2)</sup>。なお、上記の一連のプロジェクトは、総称して本プロジェクトとする。

先の研究ノートにおいても述べたが、本プロジェクトは主として、我が国における地域創生のために、会計学(および経営学、経済学)の観点から研究を行うものである。より具体的には、地域に存在する産業・企業の現状を会計的に把握するとともに、今後の成長戦略に対して、会計的な見地から諸提案を行い、地域そのものを活性化していくことをめざして研究を遂行する。そのため、

---

1 市川紀子 [2021b]「地域創生における森林相続と管理(1)」『駿河台経済論集』第31巻第1号(研究ノート)、121-137頁。市川紀子 [2022]「地域創生における森林相続と管理(2)」『駿河台経済論集』第31巻第2号(研究ノート)、93-110頁。市川紀子 [2023]「地域創生における森林相続と管理(3)」『駿河台大学地域研究』第4号(研究ノート)、掲載予定。本稿はこれらの研究ノート(1)(2)(3)の継続研究である(以下、総称する場合は、先の研究ノートとする)。

2 本稿は必要に応じて、先行の本プロジェクトの研究成果や研究会報告内容等の一部を引用する場合がある。なお、共同研究者およびオブザーバーは、小野正芳教授(日本大学)、中村亮介准教授(筑波大学)、丸山佳久教授(中央大学)、吉田智也准教授(中央大学)である。

本プロジェクトでは、地域の産業の特色をインタビュー等を行いながら探求し、さらに、先行事例として地域創生活動を積極的に行っている地域も参照に、会計的な見地から、研究を継続している。

なお、本プロジェクトの研究成果の一部として、市川 [2020a]、市川 [2020b]、市川 [2021a]、また上述した先の研究ノートの市川 [2021b]、市川 [2022]、市川 [2023]、さらに市川・小野・丸山・吉田 [2020]、市川・小野・丸山・吉田 [2022] 等が公表・報告済である。

これまで先の研究ノートでは森林経営管理制度に纏わる内容に関してメソ会計の視点を取り入れ検討を行ってきた。本稿においては、上記の森林経営管理制度に密接に関わりのある「森林環境譲与税」について確認していく。また、特に本学が居を置く埼玉県における森林環境譲与税の取組事例も踏まえて検討していくこととしたい。

## II 森林環境譲与税とは

本章においては、林野庁 [2019a]、林野庁 [2019b]、林野庁 [2019c]<sup>3</sup>を取り上げながら、森林環境税及び森林環境譲与税の創設、その経緯、仕組みについて確認していく。

林野庁 [2019a] によれば、森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっていることが指摘されている（林野庁 [2019a]）。つづけて、このような現状の下、2018年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、2019年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（以下、法とす

---

3 本稿は林野庁ホームページ記載の掲載（発刊）年度に関しては、年度表記がある場合は当該年度を、年度表記がない場合は内容に適した年度を明記した。なお、ホームページ記載のもので、頁数の表記がないものは、引用頁数を明記していない。

る)が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されたことが明記されている(林野庁[2019a])。

また、林野庁[2019b]は森林環境税を巡る経緯において、水源税構想、森林交付税構想、全国森林税構想、全国森林環境・水源税、全国森林環境税構想、森林吸収源対策のための財源の確保に関する検討についても示している。以下、確認していく。

水源税構想においては、林野庁は、1986年度税制改正要望で森林の水源涵養機能を確保するため、10年を期限とした「水源税」の導入を要望したが、各界の賛否が分かれ、見送りになったことを示し、さらに翌年の1987年度税制改正要望で、林野庁要望の水源税と建設省要望の流水占用料改正とを一本化した「森林・河川緊急整備税」の導入を要望したが、再び見送られたことが記されている(林野庁[2019b])。

森林交付税構想においては、1991年、地方交付税の枠外に「森林交付税」を創設することが提唱され、「森林交付税創設促進連盟」(市町村)、「森林交付税創設促進全国議員連盟」(市町村議会)が結成され、全国規模で実現に向けた運動が展開されたことを記されている(林野庁[2019b])。

全国森林環境・水源税、全国森林環境税構想においては、2003年、森林交付税の創設を求めてきた市町村や市町村議会議員は、方針を転換して「全国森林環境・水源税」を提唱し、団体名も「全国森林環境水源税創設促進連盟」及び「全国森林環境・水源税創設促進議員連盟」に改称されたことが示されている(林野庁[2019b])。また、2006年には、全国森林環境・水源税の名称から「水源」を削除し、「全国森林環境税」の名称で新税の創設を目指すこととなったことが明記されていた(林野庁[2019b])。

森林吸収源対策のための財源の確保に関する検討については、林野庁は、温室効果ガスの排出削減目標の達成に向けた森林吸収量の確保に必要な間伐等を推進するため、2004年以降、その財源となる税の創設を継続的に要望してきたとされる(林野庁[2019b])。2013年度与党税制改正大綱では、森林吸収源対策等の財源の確保について早急に総合的な検討を行うこととされ、2014年からは、自民党の政務調査会に「森林吸収源対策等に関する財源確保についての新たな仕組みの専門検討プロジェクトチーム」が設置されたことが示されている(林野庁[2019b])。以後、検討が重ねられ、2018年度与党税制改正大綱

で、2019年度税制改正において森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設することが決定されたことが示されている（林野庁 [2019b]）。これらを含んだ森林吸収源対策に係る一連の税制改正要望の推移について示したものが図表1である。

なお、森林環境税及び森林環境譲与税の仕組みや森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準については、林野庁 [2019c] においてわかりやすい図表が示されており、図表2および図表3のとおりである。林野庁 [2019c] においては、「森林環境税」は、2024年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収する（林野庁 [2019c]）。

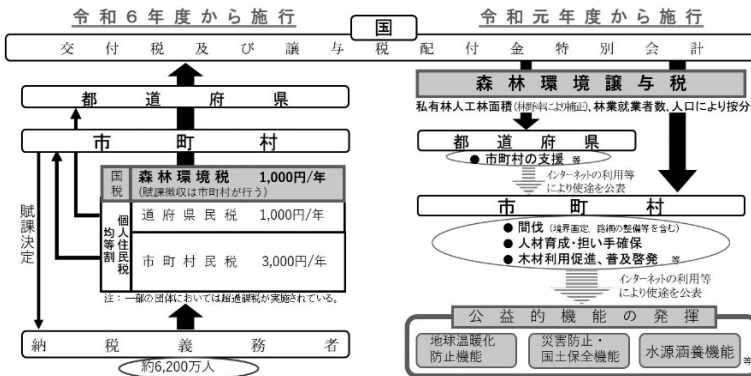
また、「森林環境譲与税」は、市町村による森林整備の財源として、2019年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されることが示されている（林野庁 [2019c]）。森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされている（林野庁 [2019c]）。また、都道府県においては「森

図表1 森林吸収源対策に係る税制改正要望の推移

年度	農林水産省 税制改正要望等	与受税制改正大綱
H16	【平成17年度要望】 環境税(地球温暖化対策税)	
～	平成17年2月 京新議定書発効	
H18	全国森林環境税創設促進議員連盟結成 全国森林環境税創設促進議員連盟結成	
～		
H24	平成24年10月1日～ 地球温暖化対策税導入 (石炭石炭後の廃止の特例)	<平成23(2010)年度の与受税制改正大綱(平成23(2010)年10月24日)> 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について「緊急に総合的な検討を行う」。
H25	【平成26年度要望】 森林環境税	<平成26(2014)年度の与受税制改正大綱(平成26(2013)年12月12日)> 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、(略)新たな仕組みによって専門 の検討チームを設け、緊急に総合的な検討を行う。
H26		<平成27(2015)年度の与受税制改正大綱(平成28(2014)年12月30日)> 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、(略)新たな仕組みの導入に関し、 (略)の2021年に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成までに具体的な案について結論を得る。
H27	11月30日～12月11日 CO2削減の パリ協定の採択	<平成28(2016)年度の与受税制改正大綱(平成27(2015)年12月18日)> ①エネルギー起源の排出抑制のための地球温暖化対策の活用の充実、②注目すべき自然的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制(森林環境税(仮称))等の新たな仕組みの検討について記載。
H28	11月4日 パリ協定の発効	<平成29(2017)年度の与受税制改正大綱(平成28(2016)年12月9日)> ①エネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出抑制のための地球温暖化対策の活用の充実、②森林環境税(仮称)の創設に向け て、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30(2018)年度税制改正において結論を得る旨について 記載。
H29		<平成30(2018)年度の与受税制改正大綱(平成29(2017)年12月14日)> 平成31年度税制改正に際して、市町村が実施する森林整備等に必要となる財源に充てるため、森林環境税(仮称) 及び森林環境譲与税(仮称)を創設する旨について記載。
H30	H31.3 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 成立	

出所：林野庁 [2019b] 「(参考) 森林環境税を巡る経緯」2023.01.06参照、  
(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/221201.html>)。

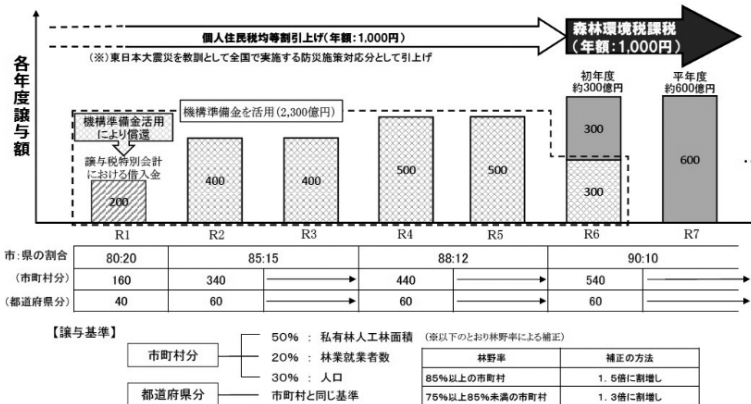
図表2 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み



出所：林野庁「2019c」『森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み』2023. 01. 06参照、  
 〈[https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei\\_jouyouzei.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyouzei.html)〉。

図表3 森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。  
 (制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



出所：林野庁「2019c」『森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み』2023. 01. 06参照、  
 〈[https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei\\_jouyouzei.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyouzei.html)〉。

林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされている(林野庁 [2019c])。

### Ⅲ 森林環境譲与税の取組状況と取組事例

前章の森林環境譲与税の創設や経緯等踏まえ、本章においては林野庁によって公表された森林環境譲与税の取組状況と取組事例を取り上げる。また特に本学が居を置く埼玉県での事例も確認する。さらに森林環境譲与税の取組事例における地籍調査に関連してメソ会計の視点から当該調査の重要性も示す。

#### 1. 森林環境譲与税の取組状況

林野庁 [2020a] によれば、法に基づき、地方団体に対し、2019年9月30日に森林環境譲与税の譲与が始まり、2019年度においては、総額約200億円(市町村160億円、都道府県40億円)が譲与されたことが記されている(林野庁[2020a] 1頁)。森林環境譲与税の用途については、法第34条の規定により、市町村においては、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないとされている(林野庁 [2020a] 1頁)。

なお、林野庁 [2021a] によれば、法に基づき、地方団体に対し、2020年度においては、総額約400億円(市町村340億円、都道府県60億円)が譲与されている(林野庁 [2021a] 1頁)。森林環境譲与税の用途については、同様に法第34条の規定による(林野庁 [2021a] 1頁)。

また、林野庁 [2022a] によれば、法に基づき、地方団体に対し、2021年度には、総額約400億円(市町村340億円、都道府県60億円)が譲与されている(林野庁 [2022a] 1頁)。森林環境譲与税の用途については、同様に法第34条の規定による(林野庁 [2022a] 1頁)。

以上のとおり、森林環境譲与税の総額は、2019年度は約200億、2020年度及び2021年度は約400億円であり、2019年度から2020年度は約2倍に増加し、以降は横ばいである。ただし、図表4においても明らかなように、2022年度は合計500億円を想定しているため、さらなる譲与額の増額が見込まれることが理解できる。



地域創生における森林相続と管理(4)

図表4 市町村・都道府県における森林環境譲与税の活用状況

		2019決算	2020決算	2021決算	(2022予定)
市町村	活用額	65億円	163億円	217億円	(405億円)
	譲与額	160億円	340億円	340億円	(440億円)
都道府県	活用額	31億円	47億円	53億円	(68億円)
	譲与額	40億円	60億円	60億円	(60億円)
合計	活用額	96億円	210億円	270億円	(472億円)
	譲与額	200億円	400億円	400億円	(500億円)

※ (2022予定)の金額については、2022年9月時点で自治体への聞き取り結果をとりまとめたもの。

出所：林野庁 [2022a] 6頁を一部修正。

図表5 森林環境譲与税の市町村における活用額 (2019～2021年度)

	2019年度	2020年度	2021年度
活用額	65億円	163億円	217億円
うち 間伐等の森林整備関係	43億円	107億円	146億円
うち 人材の育成・担い手の確保	5億円	12億円	17億円
うち 木材利用・普及啓発	17億円	44億円	54億円

出所：林野庁 [2022a] 5頁を一部修正。

また、図表5のとおり、林野庁 [2022a]によれば、市町村における森林環境譲与税の活用額は毎年増加しており、2021年度には約217億円となっている(林野庁 [2022a] 5頁)。用途の区分別に見ると、間伐等の森林整備関係に最も多く活用されており、次に木材利用・普及啓発に活用されていることがわかる(林野庁 [2022a] 5頁)。

さらに、図表6から確認できるとおり、森林環境譲与税による市町村の主な取組実績は、ほとんどの項目で毎年増加しており、2021年度の森林整備面積は、2019年度の約5倍となるなど、着実に取組は進展している(林野庁 [2022a] 7頁)。森林作業道の整備や林道・林業専用道の整備についても同様に大きく躍進していることがわかる(林野庁 [2022a] 7頁)。

なお、2019年度、2020年度、2021年度の森林環境譲与税の都道府県の譲与実績については、林野庁 [2020a] (1頁)、林野庁 [2021a] (1頁)、林野庁 [2022

図表6 森林環境譲与税の市町村における主な取組実績 (2019年度～2021年度)

区分	主な取組実績	2019年度	2020年度	2021年度
間伐等の森林整備関係	意向調査実施面積	約12.5万ha	約21.6万ha	約18.0万ha
	森林整備面積 (うち間伐面積)	約5.9千ha (約3.6千ha)	約17.9千ha (約10.3千ha)	約30.8千ha (約14.2千ha)
	森林作業道の整備	約89千m	約233千m	約406千m
	林道・林業専用道の整備	約1千m	約5千m	約14千m
人材の育成・担い手の確保	研修等の参加者数	約6.5千人	約5.0千人	約6.4千人
木材利用・普及啓発	木材利用量	約5.4千m <sup>3</sup>	約13.4千m <sup>3</sup>	約22.5千m <sup>3</sup>
	イベント、講習会等	約900回	約1000回	約1800回
	参加者等	約88千人	約56千人	約125千人

出所：林野庁 [2022a] 7頁を一部修正。

a) (1頁)にそれぞれ記載されている。ただし、各記載表からは、都道府県の譲与額の順位、また、2019年～2021年の3年間の譲与金額の比較がすぐに確認できないため、これらの林野庁 [2020a] (1頁)、林野庁 [2021a] (1頁)、林野庁 [2022a] (1頁)のデータをベースとして、筆者が都道府県別の森林環境譲与税の譲与額の順位及びこの3年間の剰余金額の比較を図表7としてまとめた。北海道、東京都、高知県が譲与額合計の上位を占め、また、都道府県の森林環境譲与税の譲与額の順位は、多少の変動はあるが、この3年間でほぼ変わっていないことがわかる。

## 2. 森林環境譲与税の取組事例と課題

林野庁 [2020b]、林野庁 [2021b]、林野庁 [2022b]、林野庁 [2022c] において森林環境譲与税の取組事例が記されている。それぞれの記載や区分方法を確認した上で、本学が居を置く埼玉県の取組事例も確認していく。また、林野庁 [2022d] は、各市町村からどのような取組を実施できるのか具体的に例示してほしいという要望から、森林環境譲与税を活用して実施可能な例もあげているため、それらも併せて検討する。

林野庁 [2020b] は「1 森林整備の取組事例」「1-1 間伐や路網整備等の取組」「1-2 森林の集積・集約化」「2 人材育成の取組事例」「3 自治体間連携、木材利用・普及啓発の取組事例」「3-1 自治体間連携」「3-2 木材利用・普及



地域創生における森林相続と管理(4)

図表7 都道府県の森林環境譲与税の譲与額の順位

(単位：千円)

順位	都道府県	2019年度 譲与額合計	順位	都道府県	2020年度 譲与額合計	順位	都道府県	2021年度 譲与額合計
1	北海道	1,533,265	1	北海道	3,066,699	1	北海道	3,029,118
2	東京都	720,157	2	東京都	1,440,382	2	東京都	1,469,657
3	高知県	711,744	3	高知県	1,423,520	3	高知県	1,409,047
4	岐阜県	683,499	4	岐阜県	1,367,038	4	岐阜県	1,340,854
5	兵庫県	627,271	5	兵庫県	1,254,600	5	兵庫県	1,257,026
6	長野県	619,264	6	長野県	1,238,599	6	長野県	1,244,429
7	岩手県	612,482	7	岩手県	1,225,000	7	岩手県	1,215,252
8	静岡県	599,821	8	静岡県	1,199,680	8	静岡県	1,202,553
9	愛知県	598,748	9	愛知県	1,197,562	9	愛知県	1,194,427
10	宮崎県	576,712	10	宮崎県	1,153,453	10	宮崎県	1,153,595
11	熊本県	545,220	11	熊本県	1,090,491	11	熊本県	1,091,172
12	秋田県	496,155	12	秋田県	992,344	12	秋田県	987,670
13	神奈川県	486,741	13	神奈川県	973,511	13	神奈川県	982,403
14	和歌山県	480,628	14	和歌山県	961,294	14	和歌山県	965,783
15	福島県	479,531	15	福島県	959,132	15	愛媛県	963,528
16	三重県	477,629	16	三重県	955,283	16	大阪府	958,643
17	大阪府	477,595	17	大阪府	955,234	17	福島県	958,293
18	愛媛県	472,338	18	愛媛県	944,695	18	三重県	957,143
19	大分県	456,189	19	大分県	912,390	19	福岡県	910,178
20	福岡県	454,257	20	福岡県	908,546	20	埼玉県	902,879
21	埼玉県	447,378	21	埼玉県	894,824	21	大分県	901,589
22	鹿児島県	441,586	22	鹿児島県	883,217	22	鹿児島県	869,747
23	広島県	424,017	23	広島県	848,056	23	広島県	849,166
24	奈良県	405,017	24	奈良県	810,075	24	奈良県	814,301
25	徳島県	394,814	25	徳島県	789,650	25	岡山県	793,972
26	岡山県	393,172	26	岡山県	786,362	26	徳島県	786,363
27	千葉県	389,696	27	千葉県	779,439	27	千葉県	784,606
28	山口県	360,681	28	山口県	721,384	28	京都府	745,798
29	新潟県	354,457	29	新潟県	708,952	29	新潟県	706,429
30	宮城県	351,243	30	宮城県	702,524	30	山口県	705,920
31	京都府	349,870	31	京都府	699,760	31	宮城県	697,138
32	鳥根県	345,592	32	鳥根県	691,212	32	鳥根県	692,328
33	青森県	333,720	33	青森県	667,486	33	群馬県	650,824
34	群馬県	322,499	34	群馬県	645,030	34	青森県	641,993
35	栃木県	320,270	35	栃木県	640,566	35	栃木県	641,938
36	茨城県	298,756	36	茨城県	597,552	36	茨城県	601,707
37	山形県	271,328	37	山形県	542,700	37	山形県	544,552
38	鳥取県	231,985	38	鳥取県	463,992	38	鳥取県	464,002
39	福井県	223,067	39	福井県	446,149	39	福井県	446,663
40	石川県	211,645	40	石川県	423,304	40	石川県	425,121
41	山梨県	207,500	41	山梨県	415,026	41	山梨県	414,158
42	長崎県	201,749	42	長崎県	403,521	42	長崎県	401,826
43	滋賀県	176,366	43	滋賀県	352,752	43	滋賀県	355,917
44	佐賀県	139,996	44	佐賀県	280,014	44	佐賀県	279,290
45	富山県	130,685	45	富山県	261,390	45	富山県	261,092
46	沖縄県	83,660	46	沖縄県	167,366	46	沖縄県	171,238
47	香川県	79,109	47	香川県	158,232	47	香川県	158,672
	合計	19,999,104		合計	39,999,988		合計	40,000,000

出所：林野庁[2020a](1頁),林野庁[2021a](1頁),林野庁[2022a](1頁)をもとに筆者作成。

啓発」に区分され、都道府県の実績事例がまとめられている。

林野庁 [2021b] は「森林整備」「人材育成・確保」「木材利用・普及啓発」「自治体間連携」に区分され、都道府県の実績事例がまとめられている。

林野庁 [2022b] は「1 市町村支援関係」「1-1 総合的なサポート組織の設置」「1-2 アドバイザーの配置、派遣、巡回支援」「1-3 市町村職員向けの研修等」「1-4 森林情報の整備」「1-5 技術実証」「1-6 自治体間連携のマッチング」「2 人材育成・確保関係」「3 木材利用・普及啓発関係」に区分され、都道府県の実績事例がまとめられている。

林野庁 [2022c] は「1 森林整備関係」「1-1 森林経営管理制度に基づく間伐等の実施」「1-2 森林経営管理制度に基づく意向調査等の実施」「1-3 補助・協定等による森林整備」「1-4 里山林整備、病虫害対策、森林保全等」「1-5 森林資源・境界等の情報の整備」「2 人材育成・確保関係」「3 木材利用・普及啓発関係」に区分され、市町村の実績事例がまとめられている。上記のいずれも法第34条に基づいた区分けとなっていることがわかる。

以上の林野庁 [2020b], 林野庁 [2021b], 林野庁 [2022b], 林野庁 [2022c] において埼玉県を取り上げていたのは、森林整備の実績事例における埼玉県秩父市の「森林経営管理制度に基づく間伐等の取組」(林野庁 [2020b] 4頁), 人材育成の実績事例における埼玉県飯能市の「森林ボランティアの搬出活動による林地残材の活用」(林野庁 [2020b] 81頁), 自治体間連携, 木材利用・普及啓発の実績事例における埼玉県さいたま市の「自治体間連携による木材利用・普及啓発」(林野庁 [2020b] 97頁), 森林整備における埼玉県小川町の「森林経営管理制度を活用した森林整備の推進」(林野庁 [2021b] 15頁), 木材利用・普及啓発における埼玉県東村山市の「公共施設の木質化」(林野庁 [2021b] 76頁), 森林情報の整備における埼玉県の「森林整備等を実施する市町村への支援事業」(林野庁 [2022b] 42頁), 自治体間連携のマッチングにおける埼玉県の「森がつなぐ山とまちの未来事業」(林野庁 [2022b] 58頁), 森林経営管理制度に基づく意向調査等の実施における埼玉県東秩父村「地域への要望調査に基づいた森林整備」(林野庁 [2022c] 22頁), 木材利用・普及啓発関係における埼玉県鴻巣市の「公共施設の木質化による木材利用の促進」(林野庁 [2022c] 77頁) 等である。

なお、林野庁 [2022d] においては、上述したように、各市町村からどのよ

うな取組を実施できるのか具体的に例示してほしいという要望から、森林環境譲与税を活用して実施可能な例もあげている（林野庁 [2022d] 1-2 頁）。ただし、あくまで例示であり、実施可能な取組をこれらに限るものではなく、各市町村においては、リストを参考にしながら、地域の実情に応じた創意工夫による取組の検討のお願いの明記がなされている（林野庁 [2022d] 1 頁）。また、森林環境税は、森林整備の効果が広く国民に及ぶものであることに鑑み、国民の協力のもと創設されたものであるため、国民の理解が得られるかという点についても留意して取組を進めるよう要望がなされている（林野庁 [2022d] 1 頁）。

これらを踏まえ、林野庁 [2022d] の例示は「1 森林整備」「2 人材育成」「3 木材利用」「4 普及啓発」をあげている（林野庁 [2022d] 1-2 頁）。具体的には「1 森林整備」については、人工林の整備等、路網の整備、鳥獣被害、森林病虫害対策、災害対策、計画策定・森林情報整備等、都市部自治体による山村部自治体の森林整備である（林野庁 [2022d] 1-2 頁）。「2 人材育成」については、林業事業者、林業従事者への支援、研修生への支援、研修の実施、担い手確保のための情報発信、市町村体制の確保である（林野庁 [2022d] 2 頁）。「3 木材利用」については、施設の木造・木質化、木製品の制作・利用、木材利用のための体制整備である（林野庁 [2022d] 2-3 頁）。「4 普及啓発」については、都市側、山村側に区分されている（林野庁 [2022d] 3 頁）。

各項目において、詳細な例示が示されているが、特に「1 森林整備」における人工林の整備等において、森林整備に先立って実施する、所有者への意向調査や所有者探索、境界測量・調査等の実施、経営管理権集積計画の作成が示されている点に着目したい（林野庁 [2022d] 1 頁）。

すでに林野庁 [2022c] によれば、森林資源・境界等の情報の整備として3件の取組事例を明示している。本学が居を置く埼玉県の事例ではないが、山形県真室川町の「公共測量データを活用した森林資源解析等」（林野庁 [2022c] 56頁）、石川県七尾市の「林地地番図（林地台帳附図）の作成」（林野庁 [2022c] 57頁）、鳥取県鳥取市の「意向調査対象森林の境界明確化」（林野庁 [2022c] 58頁）の3件があげられている。

特に、石川県七尾市では、森林の境界明確化を実施する際に、現行の林地台帳附図を基に境界を確認しているものの、現行の林地台帳附図は森林簿ベースで作成されたものであるため、地形や道など、現況と異なる箇所が多くあり、

筆界の確認に多大な時間と労務を費やしていたことが記されている（林野庁 [2022c] 57頁）。また、七尾市は私有林人工林面積が約9,016haと県内で2番目に大きく、今後、森林経営管理制度による森林整備を効率的に進めていくためには、法務局の公図と現況の地形図を合成させた、より合理的な図面を広域的に作成することが重要であることから、森林環境譲与税を活用して林地地番図（林地台帳附図）の整備を行ったことが示されていた（林野庁 [2022c] 57頁）。また、2021年度は、能登島地区、田鶴浜地区の2地区で約15,400筆の林地地番図（林地台帳附図）を作成し、2022年度は、市内1地区で林地地番図（林地台帳附図）を作成し、引き続き、森林経営管理制度による森林整備を進めていく予定であることが述べられている（林野庁 [2022c] 57頁）。なお、事業費は10,450千円（全額譲与税）であり、実績は約15,400筆である（林野庁 [2022c] 57頁）。

先の研究ノートにおいて、メソ会計は資源価値評価のツールであり、土地の境界が明確化しなければ、ツールは利用できないという結論に達しており、メソ会計の視点から鑑みれば、地籍調査の進捗率をあげながら、森林経営管理制度を推進することがのぞまれる。

上述したとおり、林野庁 [2020a] によれば、森林環境譲与税の用途については、法第34条の規定により、市町村においては、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないとされている（林野庁 [2020a] 1頁）。これらの項目のなかでは、森林の整備に関する施策において境界測量・調査（地籍調査）等は可能である。図表5からもわかるように、当該項目の活用額も高い（ただし地籍調査の配分額については現時点で不明）。

上記の通り、境界測量・調査を実施を開始している都道府県も存在する。将来的に各都道府県において、先の研究ノートで示した森林信託（森林ファンド）なども視野に入れるのであれば（民間の組織で森林信託事業も開始されている<sup>4)</sup>、地籍調査は必須であろう。土地の所有者が明確化していないものに投資はし難い。

---

4 三井住友信託銀行株式会社 [2020] 参照。

また、先の研究ノートでもふれたが、国土交通省 [2017] によれば、2017年3月末現在の山村部（林地）の地籍調査進捗率は45%に留まっており、未実施面積が約100,000km<sup>2</sup>残っている状況である（国土交通省 [2017] 2頁）。第6次十箇年計画において、林地は地籍調査を15,000km<sup>2</sup>実施し、進捗率を42%から50%に引き上げることとしているが、実績は計画の半分のペースとなっていることが指摘されている（国土交通省 [2017] 2頁）。より一層の地籍調査の進捗がのぞまれる状況である。このようなことを鑑みれば、森林経営管理制度は、自治体が仲介役となり、林業経営に適した森林の経営管理を林業経営者に集積・集約化するものであるから、所有者が不明でも、一定の条件を満たせば経営管理権集積計画を定めることができる点はメリットがあろう。しかし、先の研究ノートにおいても述べた通り、森林施業の集約化により、土地と所有者が明確化するわけではない。土地と所有者が明確化しなければ、メソ会計の理論上、森林をめぐる資産勘定の階層関係は成立せず、森林信託の進展も難しいと考える。各自治体においては、上述したように、山形県真室川町の「公共測量データを活用した森林資源解析等」（林野庁 [2022c] 56頁）、石川県七尾市の「林地地番図（林地台帳附図）の作成」（林野庁 [2022c] 57頁）、鳥取県鳥取市の「意向調査対象森林の境界明確化」（林野庁 [2022c] 58頁）のような境界測量・調査等のさらなる実施が期待される。

#### IV おわりに

先の研究ノートにおいても示したが、駿河台大学総合研究所における「研究活動とその成果は、本学の中期計画とそれに基づくアクションプランに依拠して評価・検証を行い、不断の改革・改善を行うことを通じて、大学の担うべき社会的機能を果たしていきたいと考えています。」（駿河台大学 [2021]）という設立趣旨の理念を念頭に置き、本プロジェクトは遂行しており、本稿もその理念に則り検討したものである。

本稿は、それらを踏まえたうえで森林経営管理制度に密接に関わりのある「森林環境譲与税」について本学が居を置く埼玉県等の事例等も取り上げ確認してきた。林野庁 [2020a] によれば、森林環境譲与税の用途については、法第34条の規定により、市町村においては、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木

材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないとされる(林野庁 [2020a] 1頁)。本稿では、この法の下で、すでに境界測量・調査を実施を開始している都道府県の確認も行き、将来的に各都道府県において、森林信託等も視野に入れるのであれば地籍調査は必須であることを指摘した。森林経営管理制度は、自治体が仲介役となり、林業経営に適した森林の経営管理を林業経営者に集積・集約化するものであるから、所有者が不明でも、一定の条件を満たせば経営管理権集積計画を定めることができる点は非常に重要である。しかし森林施業の集約化により、土地と所有者が明確化するわけではない。土地と所有者が明確化しなければ、メソ会計の理論上、森林をめぐる資産勘定の階層関係は成立せず、森林信託の進展も難しいのではないかと。各自治体においては、森林環境贈与税等をベースとした境界測量・調査等のさらなる実施が期待される。

## 謝辞

本プロジェクトに加わってくださった共同研究者及びオブザーバーである小野正芳教授(日本大学)、中村亮介准教授(筑波大学)、丸山佳久教授(中央大学)、吉田智也准教授(中央大学)に改めて心より御礼を申し上げたい。なお、本稿に関するすべては筆者の責に帰するものではある。ただし、本プロジェクトの申請書執筆をはじめ、本プロジェクトの研究進行に当たり、共同研究者およびオブザーバーの諸先生方には、常に有益な御教示を賜っている。さらに本稿執筆にあたり、多くの資料の提供や、御助言等も常に頂いている。先生方がおられたことで、本プロジェクトを立ち上げることができた。さらに3年にもわたる継続研究が可能となったのである。記して深く感謝申し上げたい。

また、本プロジェクトに関連した公開研究会等で、貴重な御意見を賜ったご先生方皆さま、そして、駿河台大学令和2年度地域創生研究センター研究プロジェクト、駿河台大学令和3年度総合研究所研究プロジェクト【地域研究部門】、駿河台大学令和4年度総合研究所研究プロジェクト【地域研究部門】の助成費の対象として、本プロジェクトを採択してくださった駿河台大学および関係者のすべての皆さまに深く感謝申し上げたい。



## 参考文献等

- 青木宗明編 [2021]『国税・森林環境税—問題だらけの増税—』公人の友社。
- 市川紀子 [2020a]「概念フレームワークの必要性—マクロ会計・メソ会計・ミクロ会計の視点や会計基準設定の諸問題を中心に—」『駿河台経済論集』第29巻第2号, 27-42頁。
- 市川紀子 [2020b]「メソ会計の視点に基づく地域創成—森林・林業における会計分野の先行研究を中心として—」『駿河台経済論集』第30巻第1号(研究ノート), 73-86頁。
- 市川紀子 [2021a]「SDGsと地域創生における森林信託の現状と課題」『駿河台経済論集』第30巻第2号, 19-39頁。
- 市川紀子 [2021b]「地域創生における森林相続と管理(1)」『駿河台経済論集』第31巻第1号(研究ノート), 121-137頁。
- 市川紀子 [2022]「地域創生における森林相続と管理(2)」『駿河台経済論集』第31巻第2号(研究ノート), 93-110頁。
- 市川紀子 [2023]「地域創生における森林相続と管理(3)」『駿河台大学地域研究』第4号(研究ノート), 掲載予定。
- 市川紀子・小野正芳・丸山佳久・吉田智也 [2020]「埼玉県北西部・南西部地域における地域創生のための会計の研究—SDGsと地域創生におけるファンドの可能性—」中央大学・駿河台大学合同研究会, 2020年10月25日。
- 市川紀子・小野正芳・丸山佳久・吉田智也 [2022]「地域創生のための会計の研究：埼玉県における森林管理・鉄道事業・投資ファンドを中心に」『駿河台大学地域研究』第3号(研究ノート), 41-56頁。
- 大塚生美・立花敏・持田治之 [2008]「アメリカ合衆国における林地投資の新たな同行と育林経営」『林業経済研究』第54巻第2号, 41-50頁。
- 大森明・八木裕之・丸山佳久「第7章カーボン・マネジメントのためのマテリアルフローコスト会計」小口好昭編『会計と社会—マクロ会計・メソ会計・マクロ会計の視点から—』中央大学出版部, 153-182頁。
- 小野正芳 [2021]「投資ファンド業の会計」小野正芳編著『27業種別 簿記・会計の処理と表示』(第21章 所収)中央経済社, 281-295頁。
- 小口好昭 [1991]「メソ会計としての水の会計学」『會計』第139巻第5号, 82-100頁。
- 国土交通省 [2017]「山村部における地籍整備の実施状況と課題」2022. 01. 27参照,  
<<https://www.mlit.go.jp/common/001204977.pdf>>。

- 森林経営管理法研究会 [2020] 『逐条解説 森林経営管理法』 大成出版社。
- 鈴木慎太郎 [2018] 『そこが聞きたい 山林の相続・登記相談室』 林業改良普及双書。
- 駿河台大学 [2021] 「駿河台大学総合研究所の設立について (挨拶)」 2021. 06. 25参照, [〈https://www.surugadai.ac.jp/about/kenkyukikan/sogokenkyu/seturitu/〉](https://www.surugadai.ac.jp/about/kenkyukikan/sogokenkyu/seturitu/)。
- 全国林業改良普及協会編 [2020] 『市町村と森林経営管理制度』 林業改良普及双書。
- 全国林業改良普及協会編 [2021] 『森林環境譲与税 市町村の活用戦略』 林業改良普及双書。
- 全国林業改良普及協会編 [2022] 『続・実践事例に見る市町村等の森林環境譲与税活用術』 林業改良普及双書。
- 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 内閣府地方創生推進事務局 [2019] 「まち・ひと・しごと創生基本方針2019について」 2019. 12. 10参照, [〈https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/〉](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/)。
- 内閣府地方創生推進室 [2020] 「地方創生に向けたSDGsの推進について (2020年12月)」 2021. 01. 11参照, [〈https://future-city.go.jp/data/pdf/sdgs/sdgs\\_bk.pdf〉](https://future-city.go.jp/data/pdf/sdgs/sdgs_bk.pdf)。
- 中村亮介・河内山拓磨 [2018] 『財務制限条項の実態・影響・役割: 債務契約における会計情報の活用』, 中央経済社 (第61回日経・経済図書文化賞受賞/令和2年度日本経済会計学会学会賞 (著書の部))。
- 中山恵子 [2021] 『わが国の森林環境税—恒久的な水源涵養の保全に向けて—』 勁草書房。
- 西日本新聞「国内初, 『森林信託』 岡山で開始 (2020年8月1日掲載)」 2020. 10. 17参照, [〈https://www.nishinippon.co.jp/item/o/631485/〉](https://www.nishinippon.co.jp/item/o/631485/)。
- 寶金敏明・右近一男編著, 西田寛・河原光男・西尾光人著 [2016] 『山林の境界と所有 資料の読み方から境界判定の手法まで』 日本加除出版。
- 丸山佳久 [2019] 「地域のしごと創りを支える資源価値評価とその展開—遠野市の大輝木材 総合供給モデル基地などを例とした多様な価値創造モデルの提示—」 遠野みらい創りカレッジ樋口邦史編 『SDGsの主流化と実践による地域創生』 水曜社, 103-128頁。
- 丸山佳久 [2020] 「北海道から考える森林と地域の会計」 『會計』 第199巻第1号, 84-97頁。
- 丸山佳久 [2021a] 「林業の会計」 小野正芳編著 『27業種別 簿記・会計の処理と表示』 (第2章 所収) 中央経済社, 21-34頁。
- 丸山佳久 [2021b] 「森林および関連産業を対象としたストック・フロー会計—ミクロ会計とマクロ会計の統合にむけて—」 日本地方自治研究学会2021全国大会 (横浜国立大学)。

- 三井住友信託銀行株式会社 [2020]「森林信託の受託について（2020年8月3日）」  
2020.10.17 参 照, <<https://www.smtb.jp/corporate/release/pdf/200803.pdf#search='%E6%A3%AE%E6%9E%97%E4%BF%A1%E8%A8%97'>>。
- 山田谷三 [2020]『SDGs時代の森林管理の理念と技術—森林と人間の共生の道へ』昭和堂。
- 吉田智也 [2021]「鉄道業の会計」小野正芳編著『27業種 簿記・会計の処理と表示』（第12章 所収）中央経済社, 157-170頁。
- 林野庁 [2019a]「森林環境税及び森林環境譲与税の創設」2023.01.06参照, <[https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei\\_jouyousei.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html)>。
- 林野庁 [2019b]「(参考)森林環境税を巡る経緯」2023.01.06参照, <<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/221201.html>>。
- 林野庁 [2019c]「森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み」2023.01.06参照, <[https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei\\_jouyousei.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html)>。
- 林野庁 [2020a]「令和元年度における森林環境譲与税の取組状況について」2023.01.06参照, <[torikumizyoukyou-1.pdf \(maff.go.jp\)](#)>。
- 林野庁 [2020b]「森林環境譲与税の取組事例集」2023.01.09参照, <<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/torikumizyoukyou-2.pdf>>。
- 林野庁 [2021a]「令和2年度における森林環境譲与税の取組状況について」2023.01.06参照, <[torikumizyoukyou-3.pdf \(maff.go.jp\)](#)>。
- 林野庁 [2021b]「森林環境譲与税の令和2年度取組事例集」2023.01.09参照, <<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/torikumizyoukyou-6.pdf>>。
- 林野庁 [2022a]「令和3年度における森林環境譲与税の取組状況について」2023.01.06参照, <[torikumizyoukyou-7.pdf \(maff.go.jp\)](#)>。
- 林野庁 [2022b]「令和3年度森林環境譲与税の取組事例集（都道府県）」2023.01.09参照, <<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/torikumizyoukyou-9.pdf>>。
- 林野庁 [2022c]「令和3年度森林環境譲与税の取組事例集（市町村）」2023.01.09参照, <<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/torikumizyoukyou-8.pdf>>。
- 林野庁 [2022d]「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について（通称：ポジティブリスト）」2023.01.09参照, <<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/attach/pdf/torikumizyoukyou-7.pdf>>。
- 林野庁 [2022e]『令和4年版森林・林業白書』一般社団法人全国林業改良普及協会。
- 以上